

山建産連発第49号

令和8年3月5日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会

会長 浅野 正一

(公印省略)

「公共工事設計労務単価（令和8年3月1日改定）」の運用に
係る特例措置について

標記の件について、別紙の通り山梨県県土整備部長より通知がありました。山梨県では、令和8年3月1日から適用する「公共工事設計労務単価」が、令和7年3月1日適用の同単価（旧労務単価）に比較して上昇しているため、令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、別添のとおり特例措置を講じるとのことです。

つきましては、別紙をご確認いただき、貴団体傘下会員（組合員）に対し、周知のほどよろしくお願い致します。